第一号6中
「（　13）　ＪＸ日鉱日石開発株式会社（中条油業所に係るものに限る。）　」を
「（　13）　ＪＸ石油開発株式会社（中条油業所に係るものに限る。）　」に
改める。
第一号11中
「（　4）の2　日信工業株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。）　同　」を
「（　4）の2　オートリブ日信ブレーキシステムジャパン株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。）　同　」に、
「（　79）　株式会社ジェイコムウエスト（兵庫県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を
「（　79）　削除　」に、
「（　85）　株式会社ひろしまケーブルテレビ（広島県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　削除　広島県知事　」を
「（　85）　株式会社ちゅピＣＯＭひろしま（広島県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　広島県知事　」に、
「（　87）　株式会社ふれあいチャンネル（広島県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を
「（　87）　株式会社ちゅピＣＯＭふれあい（広島県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に
改める。
第二号1中
「（　40）　三井住友ファイナンス＆リース株式会社（近畿日本鉄道株式会社が使用するものに限る。）　」を
「（　40）　削除　」に
改める。
第二号3中
「（　15）　旭化成ケミカルズ株式会社（水力発電設備に係るものに限る。）　」を
「（　15）　旭化成株式会社（二以上の道府県にわたって所在する水力発電設備に係るものに限る。）　」に
改める。
第二号8中
「（　1）　太平洋セメント株式会社（叶山鉱山に係る長距離輸送設備（これに附属するものを含む。）に限る。）　」を
「（　1）　太平洋セメント株式会社（叶山鉱山に係る長距離輸送設備（これに附属するものを含む。）に限る。）
（　1）の2　秩父太平洋セメント株式会社（叶山鉱山に係る長距離輸送設備（これに附属するものを含む。）に限る。）　」に
改める。

財務省
農林水産省
経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十八年農林水産省経済産業省告示第十四号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十九年四月三日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

財務省
農林水産省
経済産業省

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案（第九条―第十三条）
第四章　災害等に係る事案（第十四条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十一条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する平成二十八年熊本地震による災害に関する特別相談窓口に係る事案（以下「平成二十八年熊本地震による災害に関する事案」という。）

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に関する特別相談窓口

四　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　デフレ脱却等特別相談窓口

ロ　自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十九年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省農林水産省経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの